

平成 27 (2015) 年度 東北大学法科大学院入学試験  
試験科目：民事法 (商法)

第1問

単元株制度において、1単元の株式数は、1000及び発行済株式の総数の200分の1にあたる数を超えてはならないとされている(会社法188条2項・会社法施行規則34条)のはなぜか、簡潔に(5行程度)説明しなさい。

第2問

取締役会設置会社(監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社を除く〔2014年改正前会社法については、委員会設置会社を除く〕)である株式会社において、重要な財産の処分(会社法362条4項1号)に該当するにもかかわらず、取締役会の決議を経ずして代表取締役が会社財産を第三者に譲渡した場合、その売買契約の効力はどうなるかについて、簡潔に(5行程度)説明しなさい。

第3問

東京証券取引所一部に上場している証券業を営む株式会社の定時株主総会に前もって、同社の株主の一人(10単元を保有)が株主提案権を行使し、定款変更して「会社の商号を『大根サラダホールディングス株式会社』に変更すること」「会社の目的に『世界平和のために貢献すること』を追加する旨の定款変更をすること」など、55件の議題・議案を提案した(会社法303条・304条)。この場合、会社法上、どのような点が問題になるか、簡潔に(5行程度)説明しなさい。

第4問

プロ野球球団を運営する株式会社(監査役設置会社)の代表取締役が、「野球は太陽の下で行われるべきスポーツである」という個人的信念を持っていたため、ホームゲームを全てデーゲームで開催していたところ、株主の一人が「平日はナイター開催をすれば、入場料収入も、テレビ放映権料収入も上がるはずなのに、そうしないのは、会社に損害を与えている。したがって、当該代表取締役は会社に対して逸失利益を賠償すべきである」と主張して、株主代表訴訟を提起した。この請求が認められるかについて、簡潔に(5行程度)説明しなさい。

第5問

株式会社が他の株式会社に対して、その事業の重要な一部を譲渡する際に、譲渡会社において株主総会の特別決議による承認が原則として必要とされる(会社法467条・309条2項)のはなぜか、簡潔に(5行程度)説明しなさい。